

下水道行政の最近の動向について

国土交通省 水管理・国土保全局
下水道部 下水道事業課長

石井 宏幸



令和5年度予算概算要求の概要

令和5年度下水道関係予算概算要求に関して、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金は対前年度1.19倍、下水道防災事業費補助等は対前年度1.20倍となっています。所要額を確保するため、要求基準の上限で要求をしています。特に個別補助については、脱炭素化の取り組み等を支援する下水道事業費補助が1.35倍と、メリハリをつけた要求としています。

新規事項について紹介します。

・下水道総合地震対策事業の延長・拡充

緊急輸送道路の下にある等、重要な管きよの耐震化について補助対象範囲を広げて支援するもので、今年度末が期限となっています。来年度以降の継続を要求するとともにマンホールトイレに関する交付対象の拡充などを要求しています。

・下水道浸水被害軽減総合事業の拡充

駅前など都市機能が集中している地区や一定以上の浸水実績のある地区等において雨水貯留浸透施設の整備等をする場合に補助対象範囲を広げて支援するものです。河川整備のみでの浸水被害軽減が困難な特定都市河川流域を対象エリアに追加するとともに、このエリアにおける雨水貯留浸透施設の交付対象要件の緩和を要求しています。

・下水道広域的災害対応支援事業の創設

近年、河川の氾濫等で下水処理場が被害を受ける事案が毎年のように発生しています。被害が大規模な場合は復旧までに数年を要することもあり、仮復旧を迅速に行うことが重要となります。しかし下水道特有の資機材を地方公共団体が独自に配備するのは負担が大

きく、都道府県や下水道事業団のような広域的な組織が広域支援を目的にあらかじめ確保しておくことが有効であると考えられることから、関連する取り組みを支援していきます。

・グリーンイノベーション下水道の実現に向けた取り組みの推進

カーボンニュートラルの実現に向けて下水道施設の脱炭素化をさらに推進していくものです。下水道温室効果ガス削減推進事業を創設し、温室効果ガス削減に関する地方公共団体実行計画の策定・改定に必要な調査等を支援するほか、カーボンニュートラル地域モデル処理場の整備について重点的に支援していきます。

・PPP/PFIのさらなる推進

官民連携の取り組みを一層推進していくため、コンセッションに関連する施設整備や改築について交付金の重点配分の対象にしていくことを検討しています。

・令和4年度第2次補正予算案

下水道に関連するものとしては3つの柱があります。1つめは下水汚泥の肥料利用の推進で、国費29億7900万円となっています。2つめがグリーントランスフォーメーション（脱炭素化）で国費20億2100万円、3つめが「防災・減災、国土強靱化」の推進で、流域治水の推進に国費約30億円、地域における「防災・減災、国土強靱化」の推進に国費3025億300万円の内数となっています。補正予算の総額としては昨年度と同等規模を確保していますが、来年度については全国の自治体から非常に多くのご要望をいただいております。当初予算の配分は厳しいものになると予想しています。

国土交通省として必要な予算額の確保に全力で取り組んでいきますので、特に自治体の皆さまにはご協力をいただけますと幸いです。

国土強靱化

近年、内水氾濫による浸水被害が多く発生しています。令和4年7月～9月では29都道府県83市町村で発生し、浸水戸数は全国で約10,500戸となっています（いずれも速報値）。

このような状況の中、流域内のあらゆる関係者が協同して流域全体で行う「流域治水」の考え方にに基づき、気候変動に伴う降雨量の増加や短時間豪雨の頻発等を踏まえたハード対策を加速化していくとともに、内水ハザードマップの作成といったソフト対策の充実による総合的な浸水対策を推進していくことが重要となります。

また、昨年流域治水関連法の一環で水防法が改正され、原則として下水道の浸水対策を実施する全ての団体に内水浸水想定区域図（想定最大）の作成が義務づけられました。令和4年3月末時点での作成率は約10%にとどまっていますが、リスク情報の空白域を解消するためにも作成を積極的に進めていく必要があります。

さらに、豪雨によって下水処理場が浸水し機能不全となる事態も多数発生しています。下水道は災害時においても止めることができないインフラです。主要施設の耐水化を進めていただきたいと思います。加えて、南海トラフ地震等、大規模地震の発生も懸念されていますので、下水道施設の耐震化も併せて進めていただきたいと思います。

脱炭素・肥料利用

国交省では脱炭素化の取り組みについて重点的に支援しています。

下水道事業は、処理工程等で多くのエネルギーを使用しており、年間約600万t-CO₂の温室効果ガスを排出しています。その一方で、処理過程で発生する下水汚泥は脱炭素化に大きく貢献できるポテンシャルを有しています。下水汚泥をエネルギー化する施設は年々増えており、令和2年度末でバイオガス発電施設、固形

燃料化施設合わせて159件が設置されている状況です。

下水汚泥は肥料として利用することが可能です。現在、化学肥料は、原料の全量輸入、産出国の偏在化、ウクライナ情勢等による価格高騰等の課題を抱えています。一方で、下水汚泥には肥料の主成分であるリンや窒素が豊富に含まれていることから、ポテンシャルを活かした肥料利用の拡大は農林水産業の持続性に大きく貢献できると考えています。このように期待度の高い汚泥肥料ですが、実際に肥料として利用されている下水汚泥は全体の約1割にとどまっており、今後取り組みが推進されていくことが期待されます。

また、9月9日の政府の食料安定供給・農林水産業基盤強化本部における総理発言等を踏まえ、下水汚泥資源の肥料利用の拡大に向けて国交省、農林水産省のほか、関係機関が連携して推進策を検討するため、「下水汚泥資源の肥料利用の拡大に向けた官民検討会」を設立しました。今後、農水省と国交省で緊密に連携をとり下水汚泥の肥料利用促進のための施策を決定・実行していきたいと考えています。また、来年度予算においても肥料利用に関する下水道革新的実証事業（B-DASHプロジェクト）や検討・支援経費について要求しているところです。

水道整備・管理行政の 国交省および環境省への移管

9月2日の新型コロナウイルス感染症対策本部において、次の感染症危機に備えるための対応の方向性の一つとして、令和6年度を目途に水道整備・管理行政を国交省および環境省に移管することが決定されました。国交省としては、本決定に基づき厚生労働省や環境省と連携しながら移管に向けた準備を進めていきます。また、水道整備・管理行政の移管を待つことなく、国交省の知見と現場力を活用し、水道事業における災害対応能力の強化等の取り組みを推進していきます。

なお、9月に発生した台風15号により静岡市で大規模な断水被害が発生した際には、国交省としても富士川（関東地方整備局管理）から取水している静岡県工業用水の転用調整や給水車の貸し出しなどの支援を実施しました。国交省下水道部では、省内の関係課や厚労省水道課とともにこの対応を検証するなどして、水道事業への支援強化を図っていく予定です。